## 所在地等調書(法で定める標識)

商号又は名称	

票識写真貼付欄(	 掲示されているこ	とが確認できる。	もの)撮影日:	

※建設業法第40条の規定に基づく標識になります。 ※申込日前3か月以内に撮影したカラー写真に限ります。